

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和6年5月27日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1 番	田中 幸子		2 番	宮田 孝	
3 番	小川 豊		4 番	齋藤 ゆみ	
5 番	安田 勝明		6 番	斉木 一吉	
7 番	宮島 直也		8 番	宮地 勝則	
9 番	河村 修		10 番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局 長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
主事	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

4 番	齋藤 ゆみ	6 番	斉木 一吉
-----	-------	-----	-------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第16号議案から第19号議案を上程します。

 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 では説明させていただきます。

 議案書1ページをご覧ください。第16号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

 議案書2ページをご覧ください。番号1番。

【議案説明】

 譲受人は楽田地区に居住しております。申請地は以前から隣地に居住している譲受人が雑草の管理等をしておりました。今後も譲受人に土地の管理、耕作を続けてもらうため本申請となりました。

 本申請は、譲受人が犬山市で初めて農地の権利を所得するため、5月13日に楽田地区の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。譲受人は、以前から申請地の管理を行っており、ピーマンや玉ねぎ等を耕作していること、申請地では野菜、レモン、みかん等を育てること、農地の管理を適切に行うことなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

 議案書3ページをご覧ください。第17号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

 議案書4ページ目をご覧ください。番号1番。

【議案説明】

 譲受人は現在、賃貸アパートに3人で生活しております。子供が成長するにつれて現在の住まいが手狭になってきたため、また、祖父母の介護をするため、実家に隣接している申請地で

分家住宅を建てることとなりました。

地図資料の 6 ページを御覧ください。申請地の周囲にコンクリートブロック等を設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は集水桝で集めて、東側道路側溝へ放流します。汚水は合併処理浄化槽にて処理し、雨水とともに東側道路側溝へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側 2 番、イー（ア）－ a、概ね 10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で 1 種農地に該当します。許可基準は右側の 10 番、イー（イ）－ c－（e）、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続いて番号 2 番。

【議案説明】

譲受人は現在、妻と子どもの 3 人で生活しております。現在の住まいが新婚用の間取りのため、子供の成長につれて手狭になってきたため、また、今後実家の近くで両親の面倒を見るため、譲受人の父が所有する、本家に隣接する申請地に分家住宅を建設することになりました。

地図資料の 11 ページを御覧ください。申請地の周囲はコンクリートブロック等により、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は集水桝で集めて、北側道路側溝へ放流します。汚水は合併浄化槽にて処理し、北側道路側溝へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 12 番、エー（ア）－ b－（b）、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地で 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 36 番、エー（イ）、許可することができるに該当します。

議案書の 5 ページをご覧ください。番号 3 番。

【議案説明】

譲受人は現在、実家で両親と兄の 4 人で生活しております。譲受人は令和 4 年に入籍しましたが、実家に 5 人で住むのは難しいため、譲受人の父が所有する申請地に分家住宅を建築し、実家の近くで暮らすこととなりました。

地図資料の 16 ページを御覧ください。申請地の周囲にコンクリートブロック等を設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は集水桝で集めて、西側道路側溝へ放流します。汚水は合併浄化槽にて処理し、雨水とともに西側道路側溝へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 10 番、エー（ア）－a－（b）、駅、船舶発着所、インターチェンジ、県庁・市区町村役場及びこれらの類似施設の概ね 300 m 以内の区域にある農地で 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 36 番、エー（イ）、許可することができるに該当します。

続いて番号 4 番。

【議案説明】

譲受人は、申請地の隣接地で診療所を経営しております。現在、来客数に対して駐車場が不足している状況です。今後、新型コロナウイルスのような緊急時はもちろん、平時においても、利用者が困らないよう新しい駐車場を確保する必要がありました。今回、診療所に隣接する申請地の所有者と話がまとまったため本申請となりました。

地図資料の 21 ページを御覧ください。申請地の西側にコンクリートブロック等を設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は集水桝で集めて、東側道路側溝へ放流します。汚

水の排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 9 番、エー（ア）－ a －（a）、水管、下水道管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道の区域で、おおむね 5 0 0 m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する区域にある農地で 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 3 6 番、エー（イ）、許可することができるに該当します。

議案書の 5 ページをご覧ください。続いて番号 5 番。

【議案説明】

譲受人は、岐阜県に本社を置き、岐阜県の東濃から中西濃付近にかけて太陽光発電事業を営む法人です。今回、事業の拡大に伴い新たに太陽光発電施設を設置する計画がありました。本申請地は現在耕作がされておりませんが、国道 4 1 号や小牧北 I C に近く、申請地の北西側は譲受人が管理している太陽光発電施設があるため管理が行いやすく、平地のため日当たりがよい場所のため本申請となりました。

地図資料の 2 4 ページを御覧ください。申請地の周囲は土留めを接地し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は表面貯留後に最終柵で集水し、西側道路側溝へ放流します。污水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 1 2 番、エー（ア）－ b －（b）、街区に占める宅地の割合が 4 0 % を超えている区域にある農地で 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 3 6 番、エー（イ）、許可することができるに該当します。

議案書の 7 ページをご覧ください。第 1 8 号議案、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

議案書の 8 ページをご覧ください。番号 1 番。

【議案説明】

申請地はたどり着くことが困難な山林の中にあります。急傾斜地となっており転倒、滑落に注意して歩行する必要がある状況で、山林化しており再生困難な状態です。

5 月 20 日に城東地区の農業委員、推進委員と事務局で現地付近を確認しました。現地は山林となっており、耕作も不可能であるため、非農地であることが見込まれます。

議案書の 9 ページをご覧ください。第 19 号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定についてです。こちらについては別紙となっております。

1 ページをご覧ください。整理番号 1 番。

【議案説明】

申出者は、犬山市で診療所を営んでいます。現在の診療所は申出者の父が昭和 61 年に開設したもので、経年により老朽化しており建て替えが必要で、従業員も増加し、診療スペースや従業員及び来院者の駐車場が不足しているため、敷地を拡張する必要があります。現在の診療所は拡張するスペースがなく、建て替えは困難で、近隣地の市街化区域も土地所有者から同意が得られない等の理由で建築を断念しました。申出地は、県道一宮犬山線に接しており交通の便がよく、現在の診療所からも近いこと、来院者の利便性が高く最適な場所であると考え、この場所での建築を計画することとなりました。

2 ページの附図 8 号をご覧ください。中央の赤線で囲まれ斜線となっている部分が申出地です。現在の診療所から近く、交通の便がよいため、来院者の利便性が高く、農用地区域外の土地で代替することは困難であると認められます。また、申出地

の南側は道路、東側は宅地で、申出地は農用地区域の周辺部であると判断しています。北側と西側は農用地区域に面していますが、申出地を除外するにあたり、北側から西側への取水用の水路を設置する計画であり、農作業への支障は軽微と認められます。

申出地の耕作者は認定農業者ですが、経営面積全体に占める除外面積の割合は0.3%で支障は軽微であり、今後の利用集積には支障はないものと判断しております。

5 ページ目の利用計画図をご覧ください。申出地の北側、西側には擁壁を設置して、農地や水路への土砂の流出を防止します。また、汚水排水は南側の公共下水道へ接続し、雨水は地下貯留浸透施設で処理するため、土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断します。

また、他法令については、都市計画法、特定都市河川浸水被害対策法、農地法の許可見込みがあることを確認しております。

続いて9 ページをご覧ください。整理番号2 番。

【議案説明】

申出者は犬山市で運送事業を営む法人です。現在、申出地の西側に隣接する自己所有地に20台分と少し離れた賃借地で3台分の車両を管理しています。賃借地の駐車場は、入り口が狭いため、安全な運行をしづらい状況で、付近にも迷惑をかけながら利用している状況です。また、車両の分散は管理の面においても効率が悪いため、賃借地の3台分を申出地に移動して、車両をまとめて管理することにより、業務効率の改善と交通安全に資することができると考え、本計画に至りました。

10 ページの付図8号をご覧ください。申出地は、自己所有地である既存駐車場の東側隣地にあるため、非常に利便性の高い場所であり、他の土地で代替することは非常に困難で、必要

性と妥当性がある計画と判断しております。北側と西側が駐車場、東側は県道と接しており、農用地区域の周辺部にあたります。南側は農用地区域がありますが、申出地を除外しても周辺の農地の地形的連続性を損なわないことから、農作業への支障は軽微と認められます。

農用地利用集積計画で確認したところ、申出地周辺で利用集積を実施する担い手はおらず、今後の利用集積には支障はないものと判断しております。

13ページの利用計画図をご覧ください。申出地には、南側にコンクリートブロックを設置して農地への土砂の流出を防止します。申出地からの汚水排水はなく、雨水は敷地内及び一体利用地で浸透させる計画であり、既存の土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断しております。

他法令については、農地法の許可見込みがあることを確認しております。

続いて、15ページをご覧ください。整理番号3番。

【議案説明】

申出者は、現在、賃貸アパートで夫と長男の3人で暮らしており、現在の住居は手狭になっています。子育てや将来の両親の介護などを考え、実家の近くに住みたいと考えましたが、実家付近の市街化区域で購入できる土地は見当なかったため、父に相談したところ申出地に分家住宅を建築する提案を受けました。申出地は、分家住宅の要件を満たして、本家とも近く建築に最適な場所だったため本計画に至りました。申出者は、子どもが生まれたことで、現在の賃貸アパートが手狭になったため、分家住宅を建築するもので、将来の両親の介護も考慮して実家周辺の農地を必要な面積のみ分筆して建築する計画であり、必要性と規模の妥当性がある計画と判断しております。

16ページの附図8号をご覧ください。申出地は東側と南側

に集落があるため、農用地区域の周辺部であると判断しております。北側と西側は農用地区域となっていますが、除外後も耕作機械による耕作に影響はないため、農業経営への支障は軽微なものと判断します。

また、農用地利用集積計画で確認したところ、申出地周辺で利用集積を実施する担い手はおらず、今後の利用集積には支障はないものと判断しております。

19ページの利用計画図をご覧ください。申出地は北側と西側が農用地区域の田となっているため、擁壁を設置して、周辺への土砂の流出を防止します。汚水雑排水は公共下水道へ接続して処理し、雨水は南側道路側溝へ排水します。また、分家住宅を建てることにより、取水口がなくなるため、現在の取水口の西側に取水口を新設して取水を確保します。以上のことから土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断しております。

他法令の見込みについては、都市計画法及び農地法の許可見込みがあることを確認しております。

説明は以上です。

議長

ただいま事務局から第16号議案から第19号議案までの説明がありました。

これにつきまして質問とかご意見はございませんでしょうか。

議長

それでは、他に質問ご意見もないようですので、ここで地区審議をお願いしたいと思います。

15分ぐらいということで、14時40分まで地区審議をお願いします。

午前14時25分 地区審議

午前14時40分 開議

議長 それでは、総会を再開します。

第16号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番について、楽田地区お願いします。

河村委員 9番の河村です。

1番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 ありがとうございます。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第16号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第17号議案農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 2番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。

2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3番について、池野地区お願いします。

宮島委員 6番の宮島です。

3 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 4 番、5 番について、楽田地区お願いします。

田中委員 10 番の田中です。

4 番、5 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第17号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて、第18号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願について意見の決定を求めます。

1 番について、城東地区お願いします。

安田委員 5 番の安田です。

1 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第18号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて、第19号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。

1 番について、犬山地区お願いします。

宮田委員

2 番の宮田です。

1 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

2 番について、城東地区お願いします。

齊藤委員

4 番の齊藤です。

2 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

3 番について、楽田地区お願いします。

河村委員

9 番の河村です。

3 番について、地区審議の結果、可と認めます

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 19 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局

報告します。

議案書のページをご覧ください。報告第 8 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は 6 件です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願い

いします。

議長

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間
ありがとうございました。